

# 週刊住宅

2021年(令和3年)10月11日号

NO. 2978 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル

電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070

発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀

2020年6月17日 第三種郵便物認可

問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

## CFネッツ流 新・大家実践塾

「亡くなった母名義の土地があるが、隣の調査士から境界確認を求められた。母の相続人としては、私の他に認知症の兄がいる。私が一人で境界確認をしてしまっても良いものなのか」隣人は戸建分譲業者。分筆のために境界確認が必要になっているのだろう。境界確認行為を元から存在する土地境界を確認するだけと考えると、土地を管理す

お隣の雇った土地家屋調査士を信用しても良いか

173

### 相続人に認知症、確認困難

#### 境界点は公平な資料から

境界確認を行うことが必要 今回の調査士は、ご相談者 と思われる。境界確認に協力となる。もちろん、全ての 以外の相続人に境界確認をした後に、実際に隣人が分共有者から署名・捺印をいただくことは諦めている 筆登記をできるかどうかただの理想ではある。 様子。もちろん、兄に成年は、相談者にとっては問題しかし、今回のように相続後見人をつければ境界確認ではない。人の中に認知症の方や行方をするには、相談者が心配されている不明の方がいることもよく しか、一度つけたら後は、隣の言いなりに境界ある。相続人全員から署名 ば一生外せない、そして毎 界確認をしてしまったため

る行為といえるので、相続・捺印をいただくのが難しい場合もある。こんな時は、する成年後見人。それを隣の分筆のためにつけることは現実的ではない。この調査士も、相続人全員から境界確認を頂けなくても分筆できるように、法務局と調整を済ませているものと

土地が少なくなってしまうは、快く境界確認に応じる、他の相続人等から損害賠償などを請求されること。ただ、そこは土地家屋調査士という専門家を信頼していただきたい。土地家屋調査士は、依頼人からの要求でも境界点を勝手に動かすことはできない。あくまで、客観的な資料に基づいて境界を提示する。隣人が雇った土地家屋調査士だからといって、味方をして



kob\_yashi@kaniei.com

7

鎌倉鑑定 小林雅裕  
247-0056 神奈川  
川県鎌倉市大船2-19-35  
14F  
電話 0467-22-77  
72 ファクス 045-  
330-5773 携帯 080-4196-116